

■出席者

1. 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会

会長	竹宮 健司	首都大学東京 都市環境学部 建築都市コース 教授
副会長	小根山 裕之	首都大学東京 都市環境学部都市基盤環境コース 教授
委員	有山 一博	日野市聴覚障害者研究会
	佐々木 信行	ピープルファースト東京
	田辺 邦夫(欠席)	日野市視覚障害者協会
	谷保 恭造	日野市老人クラブ連合会
	早川 裕子	市民サポートセンター日野
	藤井 恵	公募市民
	藤田 博文	自立生活センター日野
	井上 敏夫(欠席)	日野市商工会
	大場 主雄(欠席)	日野市社会福祉協議会
	香川 博志(代理)	
	島 一喜	独立行政法人 都市再生機構

2. 日野市

日野市まちづくり部長 石本 弘一郎

日野市企画部長 渡邊 博朗

日野市健康福祉部長 小山 光雄

3. 事務局 日野市まちづくり部都市計画課

岡田正和課長・浅川浩二課長補佐・伴登順香主事・前畑万里絵主事

■議事

- 1 諮問事項【諮問第7号】日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の策定について
- 2 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰(案)の説明
- 3 市職員研修について 他(報告)
- 4 審議・意見交換
- 5 今後の予定

■配布資料

- ・資料1-1 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について
- ・資料1-2 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰実施要綱(案)
- ・資料1-3 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰フローイメージ
- ・資料1-4 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰審査会審査基準(素案)
- ・資料2 職員研修の実施について、その他(報告)
- ・資料3 名簿
- ・資料4 第12回UD協議会議事録

■ 審議・意見交換

【日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について】

- 会長 : 日野市ユニバーサルデザイン推進条例第 13 条に著しい功績があったものを表彰する制度についての記載がある。その目的は、まちづくりに関して著しい功績があったものを広く知らしめるということ、また過去にないような事例について広報していくことである。今後のユニバーサルデザインの普及・推進に繋がることを目的として具体的に進めていくために、資料 1-2 実施要綱、資料 1-4 審査基準を作成し決めていく。
- 委員 : 資料 1-2 第 7 条について。審査方法について、現地調査、ヒアリング調査について委員も全員参加で審査するのか伺いたい。問題は時間。調整が大変だと思う。
- 2 点目は第 10 条について。私の立場としてはよくわからないが、東京都知事感謝状制度の内容を具体的に話をして頂きたい。
- 事務局 : 第 7 条の内容だが、基本的には書類審査で終わらせたいと思っている。ただ、現地を見た方がより分かりやすい。良い施設だったらまた広めていくという意味でも見て頂いた方がいい場合がかなりあると思う。そういう施設については実際に見て頂こうと思っている。全員参加かということだが、できれば全員参加をして頂きたい。そうは言っても難しいと思うので、現地調査を行って、来て頂ける方だけでもいいので、見ていただいて確認をしていただきたいと思う。それから表彰制度について。都知事の感謝状の贈呈ということの具体的な説明だが、後ほど説明させていただきたい。
- 委員 : 資料 1-4 の審査基準に関して、審査会上がってきた推薦や公募の事例を点数評価をして、3.0 点を越えるものの中から市長に推薦するとのことだが、一回に何件の事例を想定しているのか。例えば一回目の事例ほとんどが、4 点を越える事例の中から選ばれるとして、二回目がそれに行かなかった場合はどうするのか。
- 一回目の事例で推薦が漏れてしまった事例が、二回目の募集が受けられるかどうか。
- 事務局 : 日野市ユニバーサルデザイン推進条例に基づいて届け出が出てくるのが、年に 10~20 件ぐらい。それが全て審査対象になるかも分からないが、それ以外に一般公募で募集をかけて、それが何件ぐらい出てくるかによる。想定としては、10 件程度かと思う。
- また点数の付け方も難しいと考えている。藤田委員のおっしゃるとおりその辺の話は、事務局の方でも議論している。もし、一回目は 4 点、二回目はオール 3 点ばかりのとき、3 点の中から選ばなければいけないかという議論がでてくる。それをどうしようかと事務局の方で練っている。前回選考から漏れたが、今回は前回より全体のレベルが低く推薦ができないという状態のときに、皆さ

んよりご意見を頂ければと思っている。実際は一回一回ごとに点数をつけてその中から推薦していくような仕組み。もしかしたら前回漏れてしまったが、次回以降、前回はこういうものがあつたので、今回改めて推薦したらいいというご意見も出てくるのではないか。その辺は臨機応変に考えている。ただあれもこれもということで、全てを表彰するような、この表彰制度自体の価値が下がるようなことはしたくないと思っている。

少なくとも平均点を超えるようなものを推薦していければと思っている。

会長 : その辺りについては、具体的な方針がきまっていないということですね。一度落選したものがもう一回応募できるか。その辺りのルールもきちんと決めておく必要があるだろう。

委員 : 年に一回表彰される対象になるものは1件だけでしょうか。それとも何件か複数でしょうか。

事務局 : 基本的に考えているのは平均である3.0点を超えるもの。

それが10件あれば、審査会から市長に推薦する案件として全て推薦したいと思っている。最終的に表彰するのは、推薦を受けたものの中から市長が表彰するという形になるので、市長がそれをどう考えるかがある。やみくもに全てを表彰し、賞の価値を下げる、というのは考えていない。少なくとも1件と決める事はなく、3件とか、5件とか、もしかしたら良い事例が揃えば10件となる可能性もあると思う。

出てくる事例によって、その都度色々考えていきたいと思っている。一回につき1件にしましょう、5件にしましょうとなると、それを基準に考えると、考え方が狭くなる可能性もあると思う。基本的には臨機応変にその都度考えていければいいと思っている。逆に委員の皆さんでこの案件は推薦に値するのか議論していただければいいかと思っている。

委員 : 今の事務局のお話で、表彰の乱発、沢山出た場合は価値が下がるという話だったが、推進と普及を図っていくという目的のことを考えると逆にどんどん出しちゃえと思う。お金を出すわけではないので、もらった方としては非常にうれしいし、普及しやすいと思う。この表彰の対象の1つに「施設の整備」部門があり、「平成21年4月1日以降に新設または改修した」とあるが、それ以前に意識して整備している所を加えてもいいくらいだと思う。「施設の整備」部門として、それ以前でも目覚ましいものが出てきたら表彰するのはどうか。

事務局 : 乱発ということだが、その辺は臨機応変に考えてやっていきたいと思って毎年1回の表彰実施と申し上げたところ。平成21年4月1日以降というのは、元々日野市ユニバーサルデザイン推進条例が平成21年4月1日付けで施行されたことを基準に考えた。要綱(案)には「平成21年4月1日以降に新築または改修した施設」とあるが、その改修にあたっては、当然平成21年より前に建てられた施設であっても、平成21年以降に改修されていれば、対象になる。それ以前のものについては、施設というよりも、ハード面以外の、ソフト面や

色々な教育についてが対象になるだろう。それが継続されて実施しているものに対しては当然表彰の対象になる。ただ施設については、市内部でも議論されたが、条例の施行日は守らなければいけないだろうということで、平成21年4月1日以降と時期を入れさせて頂いた。

委員 : 対象者は国や、都、市いわゆる地方自治体は行政サイドであり、JRは民間と考えるとよいのか。それ以外は全て個人も団体も対象となると理解してよいのか。

事務局 : 今回行政側は入れてない。日野市で言えば、たとえば公園を築造するのが緑と清流課という部署であり、整備をするというのは当たり前の話。行政側がユニバーサルデザインに基づいた整備をするというのは当然なので、自分のところで自分を表彰するというのはさすがにおかしいだろうと考えている。東京都に対しても、国に対しても行政なので同様に考えており、今回は民間を対象にした。

委員 : 公共交通機関は対象と考えるとよいのか。

事務局 : 対象と考えている。

会長 : 警察署についても対象にならないのか。

事務局 : ユニバーサルデザイン推進計画の中に警察もやるべきことが記してある。具体的にいうと例えば音響付信号機の設置などである。警察も行政の一つだと考えると警察に対しても表彰する必要は無いのかと思います、対象から外したいと考えている。

副会長 : 第8条の審査基準について、「貢献度、独自性及び先進性等」とあり、貢献度はいいが、後で資料1-4審査基準を見ていくと、独自性、先進性が1項目にまとめられている。それよりは、資料1-4で具体的に書かれている継続性や普及性が要綱に入っている方がいいのではないかと。

それに関連して資料1-4の独自性、先進性が一緒に項目だてされているが、分けたほうがいいと思う。先進性をどう考えるかによるとは思うが、独自性として細かいところに工夫が入っているところは、それは独立して評価すべき対象だと思う。先進性は別の軸のような気がする。

また、資料1-4第2項(7)に総合とあり、(1)から(6)までの総合評価になると思うが、第3項で「評価点の平均が3.0点を超える」という評価点平均の中に(7)総合も入ってくる。「総合」自体が各項目を平均したような項目で、それも含めてさらに全部を平均するというのは何となくおかしいような気がする。もし(7)総合が、委員会の中で評価項目の(1)から(6)までを踏まえて(7)が決まるという種類の項目であれば、(7)の評価点が何点以上かで決めればいいが、(1)から(6)までの評価を考慮したいのであれば、その平均で評価すればよいのでは。

それから資料1-2要綱第10条で「最も評価を受けたものについては」とあるが、「最も高い評価を受けたもの」がよい。

事務局 : 要綱第8条の評価項目例については先生のおっしゃるように入れた方がいいと

思う。よく案文を考えさせて頂きたい。

また、資料 1-4 審査基準の独自性、先進性は確かに一緒にしている。最初に説明したように、他市の事例、東京都の事例を参考にして一緒にしてしまった。独自性、先進性は先生のおっしゃるとおり、全く違う軸のものだ。また、分けた形で考えさせて頂きたい。

資料 1-4 審査基準第 2 項 (7) 総合点については、評価項目の (1) から (6) 以外についても、色々な評価があるのかなというところがあって、総合を入れさせてもらった。先生のおっしゃるように「(7) 総合点イコール (1) から (6) の平均点」と考えられるので、(7) 総合についても、事務局の方で検討させて頂く。第 10 条の「最も評価を受けたもの」は、「最も高い評価を受けたもの」に変更したい。

それとあわせて、先ほど有山委員からお話を頂いた東京都の「平成 25 年度福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈」について紙を配らせて頂いた。一番下の第 4 項贈呈までの流れを見て頂きたい。毎年 7 月末までに各市町村や色々なところが、東京都に対して推薦をしている。選考委員会が 10 月中旬に選考し受賞者を決定して、12 月に表彰式をやっているという流れである。日野市から推薦をしたことは今までなく、前回の協議会で西久保委員より「1 つぐらい推薦したらどうか」とお話を頂いていたところである。そこで、今回要綱第 10 条を入れさせて頂いた。都の制度が具体的にはどういうものかというところ、東京都資料第 1 項の目的に基本的理念が書いてある。一番下、「福祉のまちづくりの取組の普及を図っています」というところは、日野市の表彰制度と一緒に感謝状を贈呈することによって福祉のまちづくりの取組について普及を図っていくというものである。第 2 項の贈呈対象者は(1)普及・推進のための活動等は、いわゆる福祉のまちづくりを促進するための活動に対して表彰するものである。(2)施設の整備、道路・公園等のバリアフリー化は、公共以外のもので対象になっている。(3)製品の開発等は、日野市の表彰制度にも取り入れており、建築物や道路のバリアフリー化以外にも福祉の用具を作っている会社が結構あると聞いている。(4)小・中・高校生等による取組は、日野市とは少し違う対象項目。学校の学習などを対象にしているようだ。実際にどういうものが表彰されたのかは、手元に無いので改めて皆様にご報告させて頂きたい。基本的には日野市の表彰制度についても、東京都の流れに沿ったような形で確立していこうと考えている。今回ご提案させて頂いた日野市の表彰制度、知事の感謝状の制度は基本的に同じようなものであり、今回第 10 条第 2 項に入れた東京都の制度に推薦するというのは、この東京都の制度に推薦できればというものである。

会長 : 先ほどの藤田委員の質問とも関連するが、今回の表彰対象は個人または団体となるので、同一個人、同一団体が複数の活動をした場合、それぞれが表彰される対象になる。何の活動が表彰されるのか明記されるような形をとられるとよ

いと思う。

事務局 : ホームページ、広報等でPRしていこうと思う。どの方が表彰されたか、どういう活動をしたか、どういう建物なのか。建物であれば、どういう施設であるとか具体的なものをホームページ等で記載できればと思う。具体的に細かいことまでまだ決めていないが、名前だけでなく、活動内容等全て公表の方はしていきたい。

会長 : このことはどの資料に書かれているか。

事務局 : 今回提案の方はしていないので、次回議論する機会を設けていきたいと思う。

【市職員研修について、その他報告事項】

委員 : 筆談器が庁内でもどんどん増えていくのは嬉しいことだと思う。ただ、メモの準備もお願いしたい。探さずすぐに使えるように窓口に用意しておいて欲しい。筆談器の数について、予算の問題はあると思うが、できれば全窓口に設置して欲しい。ない場合には厚めのメモを置いてほしい。小さいものだとすぐになくなる。

事務局 : そのように対応させて頂く。

委員 : 市役所の説明で難しい言葉がある。難しい言葉があると分からないので、その辺をもう少し優しい言葉にするよう考えてもらいたい。

委員 : 賛成だ。

事務局 : 私たちも気を付けてはいる。専門用語を乱発することによって、理解が全くできないというご意見は何っていて、なるべくしないようにはしている。それでも専門用語をどうしても言ってしまうこともある。これからも自覚してやっていきたいと思う。

【審議・意見交換】

会長 : 他に無いようでしたら次第 4 に進める。全体を通してご意見はないか。

委員 : 今年の 6 月に障害者差別解消法という法案が成立した。これに関してこの中に含めて頂きたいと要望したい。

国土交通省で勧告があり、2つある。差別することを禁止すること、合理的な配慮をすることについてはっきりと明記されている。今後これを含めて審議して頂きたい。具体的に申すと、直接差別、間接差別があり、直接差別は電車の中で駅員さんに事故などで遅れた場合に、それについて聞いても「ちょっと後にして下さい。」と言われる。間接差別は、情報の標識がない場合、情報を得るのに遅れてしまう。電光表示板などの表示が遅れてしまう。具体的に説明は難しいが、これが間接的な差別です。

会長 : 差別に関する考え方も、審査の中に視点を加えていくということか。

委員 : 詳しくは難しいが、こういう状況だという事をお伝えしたい。

会長 : 建物だけではなく、ソフトの部分もあるので、そういう視点も加えていきたい

ということでよいか。

事務局 : 6月に制定された法律をまずは調査をさせて頂ければと思う。こういう視点が欠けていたというところも確かにあると思うので、どこかに加えられるのであれば視点を加えた形で修正していければと思う。今、具体的にこうしますとは言えないのでもう少しお時間を頂きたい。

会長 : その他ありませんか。

委員 : 表彰者の決定について、表彰に該当する点数を例えば4点と決めてしまえば、ある年度は4点以上のものがあるので表彰をし、次の年度は3点のものしかないで該当無しと決めてしまえばスッキリするのではないかと思う。

事務局 : 基本的に3点というのは平均点、普通だというように決めたい。1点から5点までの点数で決めていく中で、やって当たり前のところを3点と付けて頂こうかと思っている。平均で3.0点ということは、やって当たり前のことしかやっていないということ。それを表彰するのはいかがなものかと思うので3.0点を超えるものを対象としようと考えている。その年は4点を超えるものばかりが出てくるかもしれない。次の年は3.2点とか3.0点しかない施設だけかもしれない。その時になってみなければわからないというのが正直なところ。今ここで4.0点以上とかは決められないかと思う。少なくとも3.0点を超える部分を対象にはしたい。その中からどこまでをといるところは、これからも議論していかなければいけない部分かと思う。しばらく内部の方でも調整して、またご提示させて頂きたい。

会長 : 本日たくさんご意見を頂いた。全て復習はしないが、審査の方法について、色々なご意見が出た。これらを事務局の方で精査して頂き、表彰制度の目的に有効的に活用できる形でまとめて頂ければと思う。限られた予算の中でユニバーサルデザインを推進していくというところで、一つの方法としての表彰制度なので、うまく活用して業者、個人、団体等のモチベーションが上がっていくような形に繋がっていくといいと思う。
今回具体的なものがないので、なかなか議論が進まなかったところもある。事務局には事例のサンプルをいくつか出して頂き、それについても議論して頂きたい。

以上